

平成29年3月13日

株 主 各 位

新潟県佐渡市両津湊353番地  
佐 渡 汽 船 株 式 会 社  
代表取締役社長 小 川 健

## 第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項は、その決議に定足数を必要としますので、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月28日（火曜日）午後1時（受付開始予定正午）
2. 場 所 新潟県佐渡市両津湊353番地  
佐渡汽船株式会社 本社会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第155期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
  2. 第155期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
議案 取締役7名選任の件  
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（49～50頁）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会終了後、引き続いて恒例による株主懇談会を開催いたしますのでお含みおきください。

◎ 本株主総会招集ご通知に記載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社のホームページ（アドレス <http://www.sadokisen.co.jp>）に掲載し周知させていただきますのでご了承ください。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、日本銀行によるマイナス金利政策の導入、中国経済の減速、英国のEU離脱選択、米国大統領選挙など、市場の事前予想を覆す結果が続出しました。一方、原油価格及び為替の変動等の影響を受け、一部には企業収益や雇用環境に改善が見られるものの、景気回復を実感できない企業も多く、引き続き景気の先行きは不透明感を払拭できない状況で推移しました。とりわけ地方においては個人消費の低迷、人口減少の継続及び人材不足が顕著であるなど、都心部における経済の回復基調を実感できない状況となっています。

旅客船業界におきましては、年初の原油価格下落により燃料油価格が値下がりになったものの、年後半の円高基調や海事産業に従事する人材の確保の課題など、依然として懸念材料が山積しております。

このような状況のもと当社は、①安全運航の徹底、②お客様の減少傾向をとめる、③当社及びグループ企業の経営の合理化の推進の3項目を重点課題とし、当事業年度の輸送量目標を旅客輸送人員で165万人、自動車航送換算台数は23万台、貨物輸送トン数を17万トンと見込み、目標達成に向けて営業を強化し、積極的に事業を展開いたしました。

第1四半期（1月から3月まで）は、比較的穏やかな気象・海象によって欠航便数が前年同期よりも減少し、旅客輸送人員及び自動車航送換算台数ともに前年同期を上回りました。一方、貨物輸送トン数は、全体的な荷動きが低調に推移したことから、前年同期を下回りました。

続く第2四半期（4月から6月まで）ですが、前事業年度は4月21日の新造船「あかね」（双胴船）就航による利便性の向上や話題性、加えて、開業初年度の北陸新幹線との相乗効果もあり、直江津航路の旅客・自動車航送の輸送実績が大幅に増加しました。これに対し、当事業年度はその反動が見られたこと、また、繁忙期であるゴールデン・ウィークが前年同期よりも連休を取りにくい曜日配列であったこと、併せて同期間中は天候不順が続いたことなどが影響し、旅客輸送人員及び自動車航送換算台数ともに前年同期を下回りました。一方、貨物輸送トン数は、佐渡島内の人口減

少に伴う生活物資輸送の減少等が影響し、前年同期を下回りました。

当社にとって最盛期となる第3四半期（7月から9月まで）は、第2四半期（4月から6月まで）に引き続き、前事業年度の新造船「あかね」就航の反動で直江津航路が大きく減少したこと、当地方への影響は軽微であったものの、8月に4個の台風が我が国に上陸して旅行控えが顕著であったこと、併せて9月に前年同期はシルバーウィークで5連休があったことなどが影響し、旅客輸送人員及び自動車航送換算台数ともに前年同期を下回りました。また、貨物輸送トン数は、佐渡の人口及び観光客の減少に伴う生活物資輸送の減少、佐渡島内の公共事業減少に伴う資材・鉄材等の輸送量減少が影響し、前年同期を下回りました。

第4四半期（10月から12月まで）は、前年同期は大口団体の来島がありました。それに代わる団体がなかったこと、引き続き前事業年度の「あかね」の新造船効果の反動があり、旅客輸送人員は前年同期を下回りました。これに対し、「マイカー・シニア得割」や「週末乗用車運賃特別割引」等の各種割引施策による乗用車航送が堅調に推移したこと、外国人団体によるバス航送が増加したことなどにより、乗用車とバスの増加でトラックの減少分を補った結果、自動車航送換算台数は前年同期を上回りました。また、佐渡島内の人口減少に伴う生活物資輸送や公共工事の減少等に連動し、貨物輸送トン数が前事業年度実績を下回る状況で推移しました。

当事業年度の旅客輸送人員は150万5,836人（前事業年度比3.3%減、5万1,353人の減少）、自動車航送換算台数は20万9,678台（前事業年度比1.4%減、3,024台の減少）、貨物輸送トン数は15万9,710トン（前事業年度比5.4%減、9,090トンの減少）となりました。

なお、航路別の旅客輸送人員及び自動車航送換算台数は以下のとおりです。

新潟航路は、カーフェリー輸送人員が87万7,400人（前事業年度比2.9%減、2万6,591人の減少）、ジェットfoil輸送人員が45万4,116人（前事業年度比1.5%増、6,519人の増加）、合計133万1,516人（前事業年度比1.5%減、2万72人の減少）、自動車航送換算台数は18万3,441台（前事業年度比0.5%減、840台の減少）となりました。

直江津航路は、カーフェリー輸送人員が15万4,125人（前事業年度比16.2%減、2万9,694人の減少）、10月の大手旅行会社による臨時便で設定したジェットfoil輸送人員が65人（前事業年度は臨時便設定で130人）、合計15万4,190人（前事業年度比16.2%減、2万9,759人の減少）、自動車航送換算台数は2万6,237台（前事業年度比7.7%減、2,184台の減少）となりました。

寺泊航路は、運航期間の短縮もあり、高速船輸送人員は2万130人（前事業年度比7.0%減、1,522人の減少）となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、76億3,078万1千円（前事業年度比6.5%減、5億3,276万9千円の減少）、営業損失は3億436万1千円（前事業年度は1億7,425万1千円の利益）、経常損失は3億7,247万7千円（前事業年度は1億2,478万8千円の利益）、当期純損失は5億6,760万8千円（前事業年度は5億9,091万8千円の利益）となりました。

② 部門別輸送状況（以下、△は前事業年度に比べ減少したことを表します。）

| 部 門                            | 第 153 期<br>(平成26年度) |           | 第 154 期<br>(平成27年度) |           | 第 155 期<br>(平成28年度・当事業年度) |           |
|--------------------------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                                | 輸 送 量               | 前事業年度比    | 輸 送 量               | 前事業年度比    | 輸 送 量                     | 前事業年度比    |
| 旅 客 部 門<br>(旅 客 輸 送 人 員)       | 人<br>1,580,013      | %<br>△3.0 | 人<br>1,557,189      | %<br>△1.4 | 人<br>1,505,836            | %<br>△3.3 |
| 自 動 車 航 送 部 門<br>(航 送 換 算 台 数) | 台<br>219,076        | %<br>△3.5 | 台<br>212,702        | %<br>△2.9 | 台<br>209,678              | %<br>△1.4 |
| 貨 物 部 門<br>(貨 物 輸 送 ト ン 数)     | トン<br>183,824       | %<br>4.6  | トン<br>168,800       | %<br>△8.2 | トン<br>159,710             | %<br>△5.4 |

(注) 自動車航送部門の航送換算台数は乗用車換算です。

③ 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は4億5,994万5千円で、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当事業年度中に完成した主要設備

(建物附属設備) 両津港南4号岸壁第4渡船橋建造工事 125,353千円

イ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第152期<br>(平成25年度) | 第153期<br>(平成26年度) | 第154期<br>(平成27年度) | 第155期<br>(平成28年度・当事業年度) |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|
| 営 業 収 益 (千円)                          | 8,530,729         | 8,361,526         | 8,163,550         | 7,630,781               |
| 経常利益又は経常損失<br>(△) (千円)                | 5,337             | △161,586          | 124,788           | △372,477                |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)              | 21,613            | △278,189          | 590,918           | △567,608                |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | 1.53              | △19.60            | 41.61             | △39.97                  |
| 総 資 産 (千円)                            | 13,202,069        | 12,900,845        | 13,591,898        | 12,796,677              |
| 純 資 産 (千円)                            | 2,032,096         | 1,769,608         | 2,374,571         | 1,810,358               |
| 1株当たり純資産 (円)                          | 140.05            | 120.72            | 162.67            | 122.80                  |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金<br>千円 | 当社の議決権比率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|-------------|---------------|---------------|
| (株) 佐 渡 歴 史 伝 説 館   | 50,000      | 100.0         | 売店・飲食業及び観光施設業 |
| 佐 渡 汽 船 商 事 (株)     | 49,000      | 100.0         | 売店・飲食業        |
| 佐 渡 汽 船 観 光 (株)     | 47,300      | 100.0         | 旅行業           |
| 万 代 島 ビ ル テ ク ノ (株) | 12,800      | 100.0         | 建物サービス業       |
| 佐渡汽船シップマネジメント(株)    | 9,000       | 100.0         | 船舶管理業         |
| 佐渡汽船シップメンテナンス(株)    | 9,000       | 100.0         | 船舶修繕業         |
| 小 木 観 光 (株)         | 40,000      | 75.0          | 売店・飲食業        |
| (株)佐渡西三川ゴールドパーク     | 50,000      | 71.4          | 観光施設業         |
| 両 津 南 埠 頭 ビ ル (株)   | 100,000     | 67.6          | 不動産賃貸業        |
| (株)SADOニツ亀ビューホテル    | 82,500      | 55.8          | 旅館業           |
| 佐 渡 汽 船 運 輸 (株)     | 79,000      | 55.1          | 一般貨物自動車運送業    |

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. (株)海鮮横丁は、平成27年8月20日開催の取締役会決議及び平成27年11月30日開催の同社の臨時株主総会決議により解散が決定しました。その後、平成28年4月8日開催の同社臨時株主総会で清算結了が承認され、平成28年4月20日、清算結了登記が完了しました。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社11社を含む12社であります。

当連結会計年度の売上高は109億5,903万7千円（前連結会計年度比6.4%減）、営業損失は1億7,260万9千円（前連結会計年度は3億868万6千円の利益）、経常損失は3億529万5千円（前連結会計年度は1億8,571万7千円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は5億2,980万2千円（前連結会計年度は4億8,286万6千円の利益）であります。

### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、米国のトランプ新大統領の公約がどの程度実現されるかは不明であり、現状の期待感から来る米国景気拡大が後退することの可能性、言動を巡る金融市場の混乱なども懸念されるところであり、不安定な為替相場や原油価格の影響等も含め、国内景気の先行きの不透明感は継続していくものと思われれます。

一方、全国的に離島航路は、過疎化・高齢化に伴う旅客・貨物の輸送量の減少、国内景気の低迷の影響等によりその運営は厳しい状況下であり、佐渡島も過疎化・高齢化が急速に進行しております。

そのような離島の課題を踏まえ、平成28年4月20日、「有人国境離島特措法」（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）が参議院本会議において可決成立し、同27日に公布されました。その中で、佐渡島は地域社会維持の上で居住環境整備が特に必要と認められる「特定有人国境離島地域」と定められ、地域社会維持施策の一環として、航路運賃低廉化、生活・事業物資費用の負担軽減及び雇用機会拡充について講じられることになり、住民の利便性向上と交流人口の増加が期待されています。当社におきましても、平成29年4月1日の同法施行に向け、佐渡島民の利用促進と交流人口の拡大を目指し、各種施策の実現に向けて準備を進めているところです。

このような厳しい経営環境を踏まえ、平成29年の対処すべき重点課題として、①安全運航の徹底、②お客様の減少傾向をとめる、③貨物部門の効率化と赤字航路の見直しの3項目を掲げ、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

#### ① 安全運航の徹底

ア. 当社は、安全で安定した運航を提供することが重要な使命であり、企業経営の根幹と位置付け、最も基本的なサービスと考えております。そのため、経営トップが主体的に策定した平成29年の「安全方針」及び「安全重点施策」を全社一丸となって確実に実行してまいります。さらに、安全管理規程に基づいて構築した安全管理体制を確実に機能させるとともに、経営トップ自らが常に事業の安全に関心を持ち、報

告された課題の把握分析を行い、その分析結果に対応した改善策を的確かつ迅速に実行してまいります。

イ. 構築した安全管理体制の継続的な見直し・改善を図るため、PDCAサイクルを確実に機能させます。

ウ. 旅客船では、リスクマネージャーとの連携により、ヒヤリハットレポート・ニュースに基づくグループディスカッションを有意義に活用するとともに、事例情報を共有し、ヒューマンエラー対策の策定と実践を行うことにより、組織全体に安全風土が定着するよう努めます。

また、個人レベルのヒューマンエラー対策として、メリハリのある「指差呼称」の徹底実施に取り組みます。

エ. 貨物船におきましては、各作業のマニュアル化に努め、乗組員が作業に対する共通認識を持つとともに、ヒヤリハット情報を分析して策定したヒューマンエラー対策と「指差呼称」を各作業マニュアルに反映させることにより、確実に実行してまいります。

オ. 陸上部門におきましては、安全教育を中心に毎月、各支店・代理店及び管理部門を対象として、安全マネジメント体制の取組み及び日常における安全作業等を担当部署が点検・指導するとともに、当社グループ全社員を対象に、定期的に社内研修を実施してまいります。

また、火災・地震を想定した防災訓練（避難誘導訓練・消火訓練・通報訓練）を実施し、非常時にお客様を安全で迅速に避難誘導ができるように継続して取り組んでまいります。

## ② お客様の減少傾向をとめる

ア. 営業やプロモーションの強化・佐渡観光の振興

a. 平成29年の年間輸送人員目標である154万人の達成に向け、目標と実績の管理を徹底し、計画の実施状況を確認することで、未達部分への手当を早めに行います。

b. 訪日外国人観光客誘致を目指し、当社主導で立ち上げた「新潟・佐渡インバウンド推進連絡会」の本格的活動を開始し、関係諸団体との連携強化を推進して同会の運営が早期に軌道に乗るよう取り組みます。

c. 佐渡観光セールスにおきましては、団体誘致は「選択と集中」を推進して誘致の可能性の高い組織団体を絞り込み、中長期的な計画での獲得に努めるとともに、新しい観光スポットなどをタイムリーに情報提供することで、新規観光コースの設定を各旅行社へ働き掛けてまいります。一方、個人客誘致に当たりましては、佐渡の新しい情報及び魅力等をSNSの積極的活用で発信を強化し、併せて、効果的な営業割引施策の実施で交流人口の増加に取り組みます。

d. 「佐渡金銀山」の世界文化遺産登録を実現させるべく、当社グループを挙げて推進役となり、関係各所への働き掛けを行うとともに、各種会合やPR活動に積極的に参画します。

イ. お客様サービスの向上

a. 「佐渡汽船グループお客様サービス向上委員会」をその活動の中心に位置付け、離島航路No. 1の顧客満足度を目指し、外部コンサルタントの助言と評価結果を踏まえて運営方法等の見直しを図ります。また、同委員会のプロジェクト会議での議論の深化やお客様サービスに向けた具体的メニューの検討を進め、実施状況を確認することでPDCAサイクルを徹底してまいります。

b. 旅客船におきましては、新たに事務長制度を構築し、お客様サービスの品質をレベルアップさせることで満足度をアップさせ、リピーター化に繋げてまいります。

c. スマートフォンの普及に対応するため、ターミナル内待合室及び船内Wi-Fiの充実を推進し、また、カーフェリー船内でのイベント開催は、佐渡の芸能等を中心に内容を拡充させ、船旅の魅力度アップを図ります。

ウ. 新潟や佐渡の魅力の再構築

a. 関係団体との連携強化により、広域観光の中での佐渡の魅力付けを行うことで、遠隔地からの照会に対しても、日帰りコースも含めた多様なメニューを準備することで効果的な提案営業を実施します。

b. 前事業年度に運用を開始した当社公式Facebook及びInstagramを活用し、クチコミによる魅力拡散を図ることで共感者の増加に繋げ、新潟・佐渡のイメージアップに貢献します。

③ 貨物部門の効率化と赤字航路の見直し

ア. 物流改革室を中心に、貨物部門の一本化による業務体制の見直し、効率的な人員配置、輸送用具等の共有化による費用の削減に取り組んでまいりましたが、慢性的な赤字状態が続く貨物部門のさらなる合理化推進のため、貨物事業部陸上部門と本社技能部門及び管理部門を統合します。

イ. 現行の業務におきましては、費用対効果を考慮し、効率的な業務への見直しや改善推進を継続するとともに、貨物船の運航ダイヤを含め、将来を見据えた輸送形態の検討及び季節的輸送能力の変化への対応を行ってまいります。

これらを踏まえ、利便性や輸送コストに基づく貨物運賃及び佐渡島内の配達や集荷運賃の見直しの検討を進めてまいります。

ウ. 寺泊・赤泊航路のあり方につきましては、航路サービス見直しについて協議できる場の設定を関係各所に働きかけ、理解を得られるよう



に努めてまいります。

エ. 以上により、収益の確保を図り、将来のカーフェリー及びジェット  
フォイル代替船建造に備えてまいりたいと考えます。

以上のように役職員一同、力を合わせ、安全で安定した運航を確保し、会  
社の健全経営に向け努力いたします。公共交通機関の使命である安全を第一  
に、お客様に信頼され、喜ばれ、愛される佐渡汽船を目指すとともに、離島  
航路No. 1の良質なサービスをお客様に提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜り  
ますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は本土と佐渡島間の海上運送事業で、旅客部門・自  
動車航送部門・貨物部門に分かれております。

#### (6) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

- ① 本 社 新潟県佐渡市
- ② 両津支店 新潟県佐渡市
- ③ 新潟支店 新潟県新潟市

#### (7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|---------|--------|
| 175 (5) 名 | 2名減 (-)   | 45.3歳   | 11.9年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で  
記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

| 借入先                    | 借入金残高       |
|------------------------|-------------|
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 1,824,375千円 |
| シンジケートローン（注1）          | 1,817,750千円 |
| 株式会社北越銀行               | 1,124,867千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫           | 889,600千円   |
| 株式会社第四銀行               | 785,351千円   |
| 新潟県信用農業協同組合連合会         | 509,983千円   |
| 株式会社商工組合中央金庫           | 275,823千円   |
| 株式会社大光銀行               | 181,098千円   |
| 株式会社日本政策投資銀行           | 90,000千円    |
| 新潟信用金庫                 | 962千円       |

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社第四銀行を主幹事とする計6行からの協調融資によるものであります。

2. 上記借入金残高のほかに、下記社債の当事業年度末残高があります。

株式会社第四銀行 1,686,380千円

株式会社北越銀行 502,800千円

株式会社大光銀行 50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式等の状況

### (1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 14,275,450株 |
| ③ 株主数        | 1,650名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名             | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------|------------|--------|
| 新潟県             | 5,454,500株 | 38.41% |
| 佐渡農業協同組合        | 614,446株   | 4.32%  |
| 株式会社第四銀行        | 418,700株   | 2.94%  |
| 古川茂代            | 277,868株   | 1.95%  |
| 株式会社神田造船所       | 254,500株   | 1.79%  |
| 株式会社北越銀行        | 252,700株   | 1.77%  |
| 新潟県観光物産株式会社     | 237,737株   | 1.67%  |
| 川重ジェイ・パイ・エス株式会社 | 227,200株   | 1.59%  |
| 株式会社和田商会        | 212,700株   | 1.49%  |
| 新潟交通株式会社        | 203,340株   | 1.43%  |

- (注) 1. 大株主は、平成28年12月31日現在の株主名簿によるものであります。  
2. 持株比率は、自己株式（74,763株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                   | 第1回新株予約権                                                    | 第2回新株予約権                                                    |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成22年3月26日                                                  | 平成23年3月25日                                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 294個                                                        | 300個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 29,400株<br>(新株予約権1個につき100株)                            | 普通株式 30,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権1個当たり 25,000円<br>(1株当たり250円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり 23,600円<br>(1株当たり236円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成22年4月13日から<br>平成52年4月12日まで                                | 平成23年4月12日から<br>平成53年4月11日まで                                |
| 行使の条件                       |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                              | (注1)、(注2)、(注3)                                              |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 257個<br>目的となる株式数 25,700株<br>保有者数 4名                 | 新株予約権の数 262個<br>目的となる株式数 26,200株<br>保有者数 4名                 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 37個<br>目的となる株式数 3,700株<br>保有者数 1名                   | 新株予約権の数 38個<br>目的となる株式数 3,800株<br>保有者数 1名                   |

|                             |                   | 第3回新株予約権                                                    | 第4回新株予約権                                                    |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成24年3月28日                                                  | 平成25年3月27日                                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 340個                                                        | 543個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 34,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                            | 普通株式 54,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権1個当たり 27,200円<br>(1株当たり272円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり 23,900円<br>(1株当たり239円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成24年4月14日から<br>平成54年4月13日まで                                | 平成25年4月13日から<br>平成55年4月12日まで                                |
| 行使の条件                       |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                              | (注1)、(注2)、(注3)                                              |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 306個<br>目的となる株式数<br>保有者数 30,600株<br>6名              | 新株予約権の数 488個<br>目的となる株式数<br>保有者数 48,800株<br>6名              |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数<br>保有者数 一株<br>一名                     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数<br>保有者数 一株<br>一名                     |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 34個<br>目的となる株式数<br>保有者数 3,400株<br>1名                | 新株予約権の数 55個<br>目的となる株式数<br>保有者数 5,500株<br>1名                |

|                             |                   | 第5回新株予約権                                                    | 第6回新株予約権                                                    |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成26年3月27日                                                  | 平成27年3月26日                                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 390個                                                        | 225個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 39,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                            | 普通株式 22,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権1個当たり 25,200円<br>(1株当たり252円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり 28,900円<br>(1株当たり289円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成26年4月12日から<br>平成56年4月11日まで                                | 平成27年4月11日から<br>平成57年4月10日まで                                |
| 行使の条件                       |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                              | (注1)、(注2)、(注3)                                              |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 349個<br>目的となる株式数 34,900株<br>保有者数 7名                 | 新株予約権の数 201個<br>目的となる株式数 20,100株<br>保有者数 7名                 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 41個<br>目的となる株式数 4,100株<br>保有者数 1名                   | 新株予約権の数 24個<br>目的となる株式数 2,400株<br>保有者数 1名                   |

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役並びに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該取締役の在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、これを行使することができるものとします。

3. その他の権利行使の条件につきましては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |        | 第7回新株予約権                                                   |
|------------------------|--------|------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |        | 平成28年3月29日                                                 |
| 新株予約権の数                |        | 98個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |        | 普通株式 9,800株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額             |        | 新株予約権1個当たり25,700円<br>(1株当たり257円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |        | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                 |        | 平成28年4月14日から<br>平成58年4月13日まで                               |
| 行使の条件                  |        | (注1)、(注2)、(注3)                                             |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人  | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>交付者数 一名                       |
|                        | 子会社の役員 | 新株予約権の数 98個<br>目的となる株式数 9,800株<br>交付者数 3名                  |

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役並びに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該取締役の在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、これを行使することができるものとします。

3. その他の権利行使の条件につきましては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めによります。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年3月29日付をもって発行した当社第7回新株予約権は、平成28年12月22日開催の常務会において、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄する旨を決議し、同日消却しております。

また、当社子会社の役員に対し交付した第7回新株予約権につきましても、平成28年12月22日、同様に「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄し、同日消却しております。



### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                     |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 小川 健  | 税理士法人小川会計 代表社員（税理士）<br>株式会社KBS 代表取締役<br>株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役    |
| 代表取締役副社長 | 木村 毅  | 万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長                                             |
| 常務取締役    | 佐藤 賢一 | 海安 全 務 統 括 部 理 長 者                                               |
| 常務取締役    | 尾崎 弘明 | 総 務 部 長                                                          |
| 取締役相談役   | 本間 悦郎 |                                                                  |
| 取締役      | 渡邊 均  | 経 営 企 画 部 長<br>株式会社SADOニッポンビューホテル 代表取締役社長<br>株式会社佐渡歴史伝説館 代表取締役社長 |
| 取締役      | 山中 一秀 | 営 業 部 長<br>佐渡汽船観光株式会社 代表取締役社長                                    |
| 取締役      | 遠藤 達雄 | 遠藤法律事務所 代表（弁護士）                                                  |
| 取締役      | 近藤 光雄 | 株式会社近藤組 代表取締役社長                                                  |
| 常勤監査役    | 白 杵 章 |                                                                  |
| 監査役      | 中川 昌司 | 有限会社中川瓦店 取締役会長<br>佐渡瓦斯株式会社 代表取締役社長                               |
| 監査役      | 金子 英明 | 金子英明税理士事務所 代表（税理士）                                               |

- (注) 1. 取締役遠藤達雄氏及び近藤光雄氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役中川昌司氏及び金子英明氏は社外監査役であります。  
 3. 取締役遠藤達雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 同氏は、平成27年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は平成29年3月28日開催予定の第155期定時株主総会終結の時をもって2年であります。  
 4. 取締役近藤光雄氏は、他社での豊富な企業経営経験から、幅広く高度な見識と知見を有するものであります。  
 同氏は、平成28年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は平成29年3月28日開催予定の第155期定時株主総会終結の時をもって1年であります。

5. 常勤監査役臼杵 章氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役中川昌司氏は、長年会社経営に携わり、幅広く高度な見識と豊富な経験を有するものであります。
7. 監査役金子英明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役遠藤達雄氏及び近藤光雄氏並びに監査役金子英明氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役遠藤達雄氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数          | 報 酬 等 の 額               |
|--------------------|--------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8 名<br>(1) 名 | 56,250 千円<br>(1,544) 千円 |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(2) 名 | 11,134 千円<br>(3,088) 千円 |
| 合 計                | 11 名         | 67,384 千円               |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、取締役に係る支給人員については、現任の取締役のうち無報酬の1名を除いております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額102,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額にはストック・オプションによる報酬額1,625千円（取締役7名に対し1,452千円（社外取締役には支給しません）、監査役1名に対し173千円（社外監査役には支給しません）が含まれております。但し、第7回新株予約権は消却（中止）したため、上記の報酬等の額には含まれておりません。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役遠藤達雄氏は、遠藤法律事務所の代表であります。なお、当社と遠藤法律事務所との間には特別の関係はありません。

取締役近藤光雄氏は、株式会社近藤組の代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社近藤組との間には特別の関係はありません。

監査役中川昌司氏は、有限会社中川瓦店の取締役会長及び佐渡瓦斯株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と有限会社中川瓦店及び佐渡瓦斯株式会社との間には特別の関係はありません。

監査役金子英明氏は、金子英明税理士事務所の代表であります。なお、当社と金子英明税理士事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役遠藤達雄氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）15回のうち14回に出席し、弁護士としての豊富な経験と知識を基に、専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役近藤光雄氏は、平成28年3月29日取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）11回のうち4回に出席し、長年の会社経営に基づく豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役中川昌司氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）15回のうち12回に出席し、経営者としての長年のキャリアに基づく客観的な視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役金子英明氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）15回のうち13回に出席し、税理士の立場に基づく専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等（当社の社外役員であった期間に受けたものに限る）の総額は570千円です。

④ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できない

ため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

- ① 処分対象者  
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容  
平成28年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分理由  
ア. 社員の過失による虚偽証明  
イ. 監査法人の運営が著しく不当

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定しております。

改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査役監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

**(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社子会社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「佐渡汽船の理念」及び「企業倫理規程」を定める。
- ② 当社及び当社子会社に対するコンプライアンスの取り組みを統括・徹底するため内部統制委員会を設置し、その取り組み状況を定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社が定めるグループ管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ④ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための必要な体制を整える。

**(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

**(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係る損失の危険（以下「リスク」という）を管理統括する取締役を任命し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社及び当社子会社の役員に周知する。

**(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経

営目標及び予算配分等を定める。

- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、取締役会規則を定め、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

**(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、当社及び当社子会社における内部統制の強化、充実を図るため内部統制委員会を設置し、当社及び当社子会社の内部統制に関わる事項について審議する。
- ② 当社子会社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度を当社子会社に開放し、各社の役職員に周知することでコンプライアンスの実効性を確保する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

**(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役職務を補助する組織は安全教育指導室とし、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

**(8) 監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役出席する取締役会・常務会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。

- ③ 当社または当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

**(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社及び当社子会社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

**(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

**(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備**

- ① 当社は、社会の秩序や安全を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、同方針に従った対応を徹底することで、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除している。
- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに、担当する役職員の安全確保に努める。また、平素より公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ることとする。
- ③ 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行うとともに、いかなる理由があっても事実を隠ぺいするための裏取引及び資金提供は、絶対に行わない。

- ④ 反社会的勢力排除に向けた対応については、総務部総務課を対応総括部門とし、情報を一元管理して反社会的勢力に該当するか否かの確認を行う。また、不当要求などの事案ごとに関係部署と協議のうえ対応する。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、対応担当部署だけでなく、関係部署にも配布して周知徹底を図るものとする。

### (13) 当社の当該体制の運用状況の概要

当社は、平成27年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及び当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図り、対応を指示いたしました。

当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

安全教育指導室は、内部統制委員会の事務局として、当社及び当社子会社の内部統制全般の整備・運用状況をモニタリングし、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

併せて、その結果を四半期に1回、取締役会へ報告して業務の適正化に努めるとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の従業員に対し、コンプライアンス教育を実施し、内部通報制度についても周知を図りました。

また、当社は、定期的に「グループ連絡会議」や「SKG社長会」を開催し、担当部署及びグループ各社間での情報の共有に努めました。



# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                   | <b>負 債 の 部</b>         |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,321,577</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,652,948</b>  |
| 現金及び預金             | 945,378           | 海運業未払金                 | 564,178           |
| 受取手形               | 8,210             | その他事業未払金               | 19,166            |
| 海運業未収金             | 556,735           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,374,612         |
| その他事業未収金           | 11,223            | 1年内償還予定の社債             | 420,040           |
| 貯蔵品                | 670,290           | 未払金                    | 103,153           |
| 前払費用               | 47,029            | 未払法人税等                 | 4,128             |
| 未収入金               | 32,462            | 未払費用                   | 72,281            |
| その他流動資産            | 50,555            | 前受金                    | 26,270            |
| 貸倒引当金              | △308              | 預り金                    | 13,666            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>10,427,511</b> | 前受収益                   | 2,468             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>9,513,994</b>  | 代理店債務                  | 7,559             |
| 船舶                 | 5,712,208         | 賞与引当金                  | 10,271            |
| 建物                 | 2,122,712         | リース債務                  | 34,866            |
| 構築物                | 171,330           | その他流動負債                | 285               |
| 機械及び装置             | 14,163            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>8,333,370</b>  |
| 車両及び運搬具            | 154,779           | 社債                     | 1,819,140         |
| 器具及び備品             | 188,641           | 長期借入金                  | 6,125,197         |
| リース資産              | 81,645            | 退職給付引当金                | 89,536            |
| 土地                 | 1,034,745         | 特別修繕引当金                | 105,835           |
| 建設仮勘定              | 33,766            | 関係会社事業損失引当金            | 49,353            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>162,836</b>    | 資産除去債務                 | 14,804            |
| ソフトウェア             | 79,274            | リース債務                  | 116,839           |
| 電話加入権              | 16,279            | 繰延税金負債                 | 10,802            |
| リース資産              | 54,983            | その他固定負債                | 1,860             |
| その他無形固定資産          | 12,300            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>10,986,318</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>750,679</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 投資有価証券             | 152,150           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,719,113</b>  |
| 関係会社株式             | 472,523           | 資本金                    | 843,135           |
| 出資金                | 4,697             | 資本剰余金                  | 681,020           |
| 長期前払費用             | 105,459           | 資本準備金                  | 680,992           |
| 差入保証金              | 14,917            | その他資本剰余金               | 28                |
| その他長期資産            | 963               | 利益剰余金                  | 213,439           |
| 貸倒引当金              | △32               | 利益準備金                  | 125,000           |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>47,589</b>     | その他利益剰余金               | 88,439            |
| 社債発行費              | 47,589            | 繰越利益剰余金                | 88,439            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>12,796,677</b> | 自己株式                   | △18,481           |
|                    |                   | <b>評価・換算差額等</b>        | <b>24,674</b>     |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金           | 24,674            |
|                    |                   | <b>新株予約権</b>           | <b>66,570</b>     |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,810,358</b>  |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>12,796,677</b> |

# 損益計算書

（平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目       | 金 額         | 金 額       |
|-----------|-------------|-----------|
| 営業収益      |             |           |
| 海運業収益     | (7,160,495) |           |
| 旅客運賃      | 3,646,365   |           |
| 自動車航空送運賃  | 2,113,860   |           |
| 貨物運賃      | 1,041,140   |           |
| その他海運業収益  | 359,128     |           |
| その他事業収益   | (470,286)   |           |
| 自動車事業収益   | 228,349     |           |
| 旅行業収益     | 241,936     | 7,630,781 |
| 営業費用      |             |           |
| 海運業費用     | (7,047,955) |           |
| 運航費用      | 5,065,696   |           |
| 船費        | 542,468     |           |
| 事業所費用     | 1,439,790   |           |
| その他事業費用   | (426,904)   |           |
| 自動車事業費用   | 215,363     |           |
| 旅行業費用     | 211,540     | 7,474,860 |
| 営業総利益     |             | 155,921   |
| 一般管理費     |             | 460,283   |
| 営業損失      |             | 304,361   |
| 営業外収益     |             |           |
| 受取利息      | 83          |           |
| 受取配当金     | 9,958       |           |
| 不動産賃貸料    | 118,980     |           |
| その他営業外収益  | 32,536      | 161,559   |
| 営業外費用     |             |           |
| 支払利息      | 166,655     |           |
| 社債発行費償却   | 9,968       |           |
| 賃貸資産減価償却費 | 13,806      |           |
| 賃貸資産維持管理費 | 20,790      |           |
| その他営業外費用  | 18,453      | 229,674   |
| 経常損失      |             | 372,477   |

| 科 目                         |        | 金 額 |         |
|-----------------------------|--------|-----|---------|
| 特 別 利 益                     |        |     |         |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 579    |     | 579     |
| 特 別 損 失                     |        |     |         |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 1,503  |     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 8,130  |     |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 35,385 |     |         |
| 減 損 損 失                     | 70,440 |     |         |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 12,254 |     | 127,713 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |        |     | 499,611 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 7,679  |     |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 60,318 |     | 67,997  |
| 当 期 純 損 失                   |        |     | 567,608 |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |          |         |
|-----------------------------|---------|---------|----------|---------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |          |         |
|                             |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成28年1月1日 期首残高              | 843,135 | 680,992 | 28       | 681,020 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |          |         |
| 自己株式の処分                     |         |         |          |         |
| 当期純損失(△)                    |         |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —       | —        | —       |
| 平成28年12月31日 期末残高            | 843,135 | 680,992 | 28       | 681,020 |

|                             | 株 主 資 本 |          |          |         |           |
|-----------------------------|---------|----------|----------|---------|-----------|
|                             | 利益剰余金   |          |          | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                             | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |         |           |
| 繰越利益剰余金                     |         |          |          |         |           |
| 平成28年1月1日 期首残高              | 125,000 | 656,047  | 781,047  | △18,481 | 2,286,722 |
| 事業年度中の変動額                   |         |          |          |         |           |
| 自己株式の処分                     |         |          |          |         |           |
| 当期純損失(△)                    |         | △567,608 | △567,608 |         | △567,608  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |          |          |         |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | △567,608 | △567,608 | —       | △567,608  |
| 平成28年12月31日 期末残高            | 125,000 | 88,439   | 213,439  | △18,481 | 1,719,113 |

|                             | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|--------------|------------|--------|-----------|
|                             | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |           |
| 平成28年1月1日 期首残高              | 23,338       | 23,338     | 64,511 | 2,374,571 |
| 事業年度中の変動額                   |              |            |        |           |
| 自己株式の処分                     |              |            |        |           |
| 当期純損失(△)                    |              |            |        | △567,608  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 1,336        | 1,336      | 2,059  | 3,395     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,336        | 1,336      | 2,059  | △564,213  |
| 平成28年12月31日 期末残高            | 24,674       | 24,674     | 66,570 | 1,810,358 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、一部の船舶及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

船舶 3～20年

建物 8～50年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんについては5年間で均等償却しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- ③ 退職給付引当金  
従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法）により計算しております。
- ④ 特別修繕引当金  
船舶安全法第5条第1項に基づく定期検査工事の費用に充てるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金  
関係会社の支援に伴う損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

|     |             |
|-----|-------------|
| 船 舶 | 5,600,262千円 |
| 建 物 | 1,904,702千円 |
| 土 地 | 1,031,803千円 |
| 計   | 8,536,768千円 |

観光施設財団抵当として担保に供している資産

|        |     |
|--------|-----|
| 建 物    | 0千円 |
| 構築物    | 0千円 |
| 器具及び備品 | 0千円 |
| 計      | 0千円 |

上記の資産に対応する債務

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 長期借入金（1年以内に返済するものを含む） | 3,727,968千円 |
|-----------------------|-------------|

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,226,832千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

有形固定資産

|      |          |
|------|----------|
| 船舶   | 6,967千円  |
| 建物   | 8,143千円  |
| 器具備品 | 3,906千円  |
| 計    | 19,016千円 |

無形固定資産

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| その他無形固定資産<br>(ソフトウェア) | 7,122千円 |
| 計                     | 7,122千円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

① 金銭債権

|          |           |
|----------|-----------|
| 海運業未収金   | 110,533千円 |
| その他事業未収金 | 198千円     |
| 未収入金     | 19,185千円  |
| その他流動資産  | 982千円     |
| 計        | 130,900千円 |

② 金銭債務

|          |           |
|----------|-----------|
| 海運業未払金   | 466,769千円 |
| 代理店債務    | 523千円     |
| その他事業未払金 | 12,576千円  |
| 未払金      | 412千円     |
| その他流動負債  | 133千円     |
| 計        | 480,415千円 |

(5) 当座貸越契約

当社では、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高  | －千円         |
| 差引額     | 1,000,000千円 |

#### (6) 財務制限条項

当事業年度末の借入金のうち、以下の長期借入金（シンジケートローン契約）には、財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求に基づき、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

長期借入金1,817,750千円

イ 各事業年度の決算期の末日における損益計算書の経常損益について、3期連続して経常損失を計上しないこと。

ロ 各連結会計年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して経常損失を計上しないこと。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 営業収益       | 8,001千円     |
| ② 営業費用       | 4,653,656千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 118,794千円   |

#### (2) 減損損失

| 場 所       | 用 途   | 種 類 | 減損損失     |
|-----------|-------|-----|----------|
| 新潟県佐渡市(注) | 事業用資産 | 建物  | 38,953千円 |
| 新潟県上越市(注) | 事業用資産 | 建物  | 31,486千円 |

#### ① 減損損失を認識するに至った経緯

当初想定した収益が見込めなくなったことにより減損損失を計上しております。

#### ② 資産のグルーピングの方法

報告セグメントを基本とし、投資の意思決定単位を考慮し、グルーピングを行っております。

なお、賃貸用不動産については、重要性が低いと判断したものを除き、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

また、遊休資産についても個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

#### ③ 回収可能価額の算定方法

(注) 回収可能価額は備忘価額により算定しております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 74,763株     | 一株         | 一株         | 74,763株    |



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、退職給付引当金の否認等ではありますが、全て評価性引当金を計上しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る)に使用する法定実効税率は、従来の32.87%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.69%、平成31年1月1日以降のものについては30.45%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称                   | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容        | 取引金額      | 科目     | 期末残高    |
|-----|--------------------------|------------------|---------------|-----------------------|---------------|--------------|-----------|--------|---------|
| 子会社 | 佐渡汽船<br>シップマネ<br>ジメント(株) | 9,000            | 船舶管理業         | 所有<br>直接100%          | 業務委託          | 業務委託料<br>(注) | 3,534,491 | 海運業未払金 | 420,867 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託先の委託業務費用を基礎として算定しております。

### (2) 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細 重要なものはありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 122.80円 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 39.97円  |

## 8. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

佐渡汽船株式会社

取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 五十嵐 | 朗 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井口  | 誠 (印) |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

佐渡汽船株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 臼 | 杵 |   | 章 | ㊟ |
| 社外監査役 | 中 | 川 | 昌 | 司 | ㊟ |
| 社外監査役 | 金 | 子 | 英 | 明 | ㊟ |

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                   | <b>負 債 の 部</b>         |                   |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>3,875,080</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,540,195</b>  |
| 現金及び預金          | 2,111,021         | 支払手形及び買掛金              | 454,608           |
| 受取手形及び売掛金       | 748,619           | 短期借入金                  | 157,400           |
| たな卸資産           | 797,953           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,681,268         |
| 繰延税金資産          | 14,075            | 1年内償還予定の社債             | 420,040           |
| その他流動資産         | 207,733           | 未払金                    | 114,379           |
| 貸倒引当金           | △4,321            | リース債務                  | 43,257            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>11,936,253</b> | 未払費用                   | 244,842           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,187,655</b> | 未払法人税等                 | 40,384            |
| 船               | 5,712,208         | 未払消費税等                 | 167,211           |
| 建物              | 2,814,824         | 繰延税金負債                 | 4,384             |
| 構築物             | 187,493           | 賞与引当金                  | 45,496            |
| 機械及び装置          | 59,753            | 役員賞与引当金                | 3,940             |
| 車両及び運搬具         | 286,095           | その他流動負債                | 162,986           |
| 器具及び備品          | 209,726           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>9,738,208</b>  |
| リース資産           | 81,645            | 社債                     | 1,819,140         |
| 土地              | 1,738,812         | 長期借入金                  | 6,711,144         |
| 建設仮勘定           | 97,099            | 退職給付に係る負債              | 824,161           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>177,514</b>    | 役員退職慰労引当金              | 56,255            |
| リース資産           | 54,983            | 特別修繕引当金                | 105,836           |
| その他無形固定資産       | 122,531           | 資産除去債務                 | 27,088            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>571,084</b>    | リース債務                  | 121,175           |
| 投資有価証券          | 173,709           | 繰延税金負債                 | 61,329            |
| 出資金             | 10,811            | その他固定負債                | 12,080            |
| 長期前払費用          | 302,653           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,278,403</b> |
| 差入保証金           | 32,227            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 繰延税金資産          | 38,249            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,092,021</b>  |
| その他長期資産         | 13,468            | 資本金                    | 843,135           |
| 貸倒引当金           | △33               | 資本剰余金                  | 651,203           |
| <b>繰 延 資 産</b>  | <b>47,589</b>     | 利益剰余金                  | 644,115           |
| 社債発行費           | 47,589            | 自己株式                   | △46,432           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>15,858,922</b> | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>24,969</b>     |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金           | 24,969            |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>           | <b>66,570</b>     |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b>         | <b>396,959</b>    |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,580,519</b>  |
|                 |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>15,858,922</b> |

# 連結損益計算書

（平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目               | 金       | 額          |
|-------------------|---------|------------|
| 売 上 高             |         |            |
| 海運業収益及びその他営業収益    |         | 10,959,037 |
| 売 上 原 価           |         |            |
| 海運業費用及びその他営業費用    |         | 10,149,839 |
| 売 上 総 利 益         |         | 809,198    |
| 販売費及び一般管理費        |         | 981,807    |
| 営 業 損 失           |         | 172,609    |
| 営 業 外 収 益         |         |            |
| 受 取 利 息           | 268     |            |
| 受 取 配 当 金         | 4,600   |            |
| 不 動 産 賃 貸 料       | 75,744  |            |
| そ の 他 営 業 外 収 益   | 43,348  | 123,960    |
| 営 業 外 費 用         |         |            |
| 支 払 利 息           | 178,479 |            |
| 賃 貸 資 産 減 価 償 却 費 | 25,065  |            |
| 賃 貸 資 産 維 持 管 理 費 | 20,436  |            |
| シンジケートローン手数料      | 1,000   |            |
| そ の 他 営 業 外 費 用   | 31,666  | 256,646    |
| 経 常 損 失           |         | 305,295    |
| 特 別 利 益           |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益     | 12,827  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 32      | 12,859     |
| 特 別 損 失           |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損     | 1,503   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損     | 10,656  |            |
| 減 損 損 失           | 101,715 | 113,874    |
| 税金等調整前当期純損失       |         | 406,310    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 60,406  |            |
| 法人税等調整額           | 44,496  | 104,902    |
| 当 期 純 損 失         |         | 511,212    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益   |         | 18,590     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失   |         | 529,802    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成28年1月1日 期首残高            | 843,135 | 681,020   | 1,173,917 | △68,002 | 2,630,070   |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 自己株式の処分                   |         | △19,400   |           | 22,715  | 3,315       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |         | △10,417   |           | △1,145  | △11,562     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |         |           | △529,802  |         | △529,802    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | △29,817   | △529,802  | 21,570  | △538,049    |
| 平成28年12月31日 期末残高          | 843,135 | 651,203   | 644,115   | △46,432 | 2,092,021   |

|                           | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|--------------|---------------|--------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |        |         |           |
| 平成28年1月1日 期首残高            | 23,660       | 23,660        | 64,511 | 416,695 | 3,134,936 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |               |        |         |           |
| 自己株式の処分                   |              |               |        |         | 3,315     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |              |               |        | △35,935 | △47,497   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |              |               |        |         | △529,802  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 1,309        | 1,309         | 2,059  | 16,199  | 19,567    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,309        | 1,309         | 2,059  | △19,736 | △554,417  |
| 平成28年12月31日 期末残高          | 24,969       | 24,969        | 66,570 | 396,959 | 2,580,519 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数

12社

株式会社海鮮横丁は、平成28年4月8日をもって清算終了しております。

##### ② 主要な連結子会社の名称

佐渡汽船運輸(株)

佐渡汽船観光(株)

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

###### その他有価証券

###### (イ) 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

###### (ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### ロ たな卸資産

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。但し、一部の船舶及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

一部の子会社におきましては、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法により、減価償却費を計上しております。平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 船舶 | 3～20年 |
| 建物 | 8～50年 |

- ロ 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
 また、のれんについては5年間で均等償却しております。
- ハ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ハ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ニ 役員退職慰労引当金 一部の子会社において、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による期末要支給額の100%相当額を計上しております。
- ホ 特別修繕引当金 船舶安全法第5条第1項に基づく定期検査工事の費用に充てるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ 繰延資産の処理方法 社債発行費  
 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- ロ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)  
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

一部の連結子会社におきましては、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 現金及び預金 | 5,650千円     |
| 船舶     | 5,600,262千円 |
| 建物     | 2,130,957千円 |
| 土地     | 1,520,918千円 |
| 計      | 9,257,788千円 |

観光施設財団抵当として担保に供している資産

|        |     |
|--------|-----|
| 建物     | 0千円 |
| 構築物    | 0千円 |
| 器具及び備品 | 0千円 |
| 計      | 0千円 |

上記の資産に対応する債務

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 短期借入金                 | 28,040千円    |
| 長期借入金（1年以内に返済するものを含む） | 4,255,918千円 |
| 計                     | 4,283,958千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,606,310千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

有形固定資産

|      |          |
|------|----------|
| 船舶   | 6,967千円  |
| 建物   | 8,143千円  |
| 器具備品 | 3,906千円  |
| 計    | 19,016千円 |

無形固定資産

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| その他無形固定資産<br>(ソフトウェア) | 7,122千円 |
| 計                     | 7,122千円 |

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

|      |         |
|------|---------|
| 受取手形 | 1,376千円 |
|------|---------|

(5) 債務保証

他の協同組合の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

|                  |          |
|------------------|----------|
| 新潟流通センター運送事業協同組合 | 84,000千円 |
|------------------|----------|

(6) 受取手形裏書譲渡高 7,069千円

(7) 当社貸越契約

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,464,000千円 |
| 借入実行残高  | 82,400千円    |
| 差引額     | 1,381,600千円 |

(8) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、以下の長期借入金（シンジケートローン契約）には、財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求に基づき契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

当社の長期借入金1,817,750千円

- イ 各事業年度の決算期の末日における損益計算書の経常損益について、3期連続して経常損失を計上しないこと。
- ロ 各連結会計年度の決算期の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して経常損失を計上しないこと。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 所        | 用 途   | 種 類    | 減損損失     |
|------------|-------|--------|----------|
| 新潟県佐渡市(注)1 | 事業用資産 | 建物     | 38,953千円 |
| 新潟県上越市(注)1 | 事業用資産 | 建物     | 31,486千円 |
| 新潟県佐渡市(注)2 | 事業用資産 | 建物、土地等 | 29,550千円 |
| 新潟県新潟市(注)1 | 事業用資産 | 建物等    | 1,724千円  |

① 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産は、当初想定した収益が見込めなくなったことにより減損損失を計上しております。

② 資産のグルーピングの方法

報告セグメントを基本とし、投資の意思決定単位を考慮し、グルーピングを行っております。

なお、賃貸用不動産については、重要性が低いと判断したものを除き、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

また、遊休資産についても個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

③ 回収可能価額の算定方法

(注)1 回収可能価額は備忘価額により算定しております。

(注)2 回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 14,275,450株   | 一株           | 一株           | 14,275,450株  |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 124,537株      | 801株         | 13,000株      | 112,338株     |

### (3) 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 263,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。投資有価証券である株式は、株価変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や当該企業の財務状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及び社債は、運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、担当部門が月次に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2参照)。

|                            | 連結貸借対照表計上額   | 時 価          | 差 額      |
|----------------------------|--------------|--------------|----------|
| ① 現金及び預金                   | 2,111,021千円  | 2,111,021千円  | －千円      |
| ② 受取手形及び売掛金                | 748,619千円    | 748,619千円    | －千円      |
| ③ 投資有価証券                   | 76,834千円     | 76,834千円     | －千円      |
| 資産計                        | 2,936,474千円  | 2,936,474千円  | －千円      |
| ④ 支払手形及び買掛金                | 454,608千円    | 454,608千円    | －千円      |
| ⑤ 短期借入金                    | 157,400千円    | 157,400千円    | －千円      |
| ⑥ 長期借入金<br>(1年内返済予定のものを含む) | 8,392,412千円  | 8,388,935千円  | △3,477千円 |
| ⑦ 社債<br>(1年内償還予定のものを含む)    | 2,239,180千円  | 2,243,855千円  | 4,675千円  |
| 負債計                        | 11,243,600千円 | 11,244,798千円 | 1,198千円  |

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金、⑦ 社債

長期借入金及び社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入及び社債の発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注)2 非上場株式(連結貸借対照表計上額96,874千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、新潟県において、賃貸用商業施設等（土地を含む）を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価       |
|------------|-----------|
| 331,050千円  | 351,526千円 |

(注)1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注)2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 149.47円 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 37.43円  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

佐渡汽船株式会社

取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |   |   |
|--------------------|-------|-----|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 五十嵐 | 朗 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井口  | 誠 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐渡汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第155期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

佐渡汽船株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 白 | 杵 | 章 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 中 | 川 | 昌 | 司 |
| 社外監査役 | 金 | 子 | 英 | 明 |

以上



議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

佐 渡 汽 船 株 式 会 社

代表取締役社長

小 川

健

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役7名の選任（6名再任、1名新任）をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式の数 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| お がわ たけし 健<br>小 川 健<br>(昭和26年2月1日)        | 平成19年3月 当社代表取締役副社長<br>平成20年3月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>税理士法人小川会計 代表社員（税理士）<br>株式会社KBS 代表取締役<br>株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役                                    | 12,000株         |
| き むら つよし 毅<br>木 村 毅<br>(昭和29年6月28日)       | 昭和54年5月 当社入社<br>平成19年5月 当社総務部次長（部長）<br>平成20年3月 当社取締役総務部長<br>平成22年3月 当社専務取締役<br>平成26年3月 当社代表取締役副社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長                   | 1,900株          |
| さ とう けん いち 一<br>佐 藤 賢 一<br>(昭和29年2月6日)    | 昭和52年5月 当社入社<br>平成9年4月 当社船長<br>平成21年3月 当社取締役海務部長及び安全統括管理者<br>平成24年3月 当社常務取締役海務部長及び安全統括管理者（現任）                                                                 | 2,200株          |
| お ぎき ひろ あき 明<br>尾 崎 弘 明<br>(昭和38年12月26日)  | 昭和62年4月 当社入社<br>平成24年4月 当社経営企画部長<br>平成26年3月 当社取締役総務部長兼経営企画部長<br>平成27年4月 当社取締役総務部長<br>平成28年3月 当社常務取締役総務部長（現任）                                                  | 2,500株          |
| やま なか かず ひで 秀<br>山 中 一 秀<br>(昭和33年10月11日) | 昭和57年3月 当社入社<br>平成21年10月 佐渡汽船営業サービス株式会社取締役<br>平成24年3月 当社取締役本社統括部長<br>平成25年12月 当社取締役本社統括部長兼旅行販売部長<br>平成28年1月 当社取締役営業部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>佐渡汽船観光株式会社 代表取締役社長 | 6,100株          |
| こん どう みつ お 雄<br>近 藤 光 雄<br>(昭和21年1月28日)   | 昭和43年4月 ベトナム航空株式会社入社<br>昭和52年4月 株式会社新潟スカイツーリスト代表取締役社長<br>平成5年1月 内閣官房副長官秘書<br>平成12年5月 株式会社近藤組代表取締役社長（現任）<br>平成28年3月 当社社外取締役（現任）                                | 一株              |
| ※ わた なべ ゆき え 計<br>渡 邊 幸 計<br>(昭和44年8月20日) | 平成5年4月 当社入社<br>平成24年4月 当社経営企画課長<br>平成29年2月 当社経営企画部次長（部長）（現任）                                                                                                  | 400株            |

- (注)
1. ※印は新任の取締役候補者であります。
  2. 取締役候補者小川 健氏は、税理士法人小川会計の代表社員を兼務しており、当社と同法人の間で業務委託契約を締結しております。  
取締役候補者小川 健氏は、株式会社KBSの代表取締役を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
  3. 取締役候補者木村 毅氏は、万代島ビルテクノ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
  4. 取締役候補者山中一秀氏は、佐渡汽船観光株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
  5. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  6. 近藤光雄氏は、社外取締役候補者であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
  7. 近藤光雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
  8. 社外取締役候補者の選任理由について  
近藤光雄氏は、他の会社の経営に長期にわたり関わってきた豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただけるものと判断いたしました。

以 上



# 株主総会 会場のご案内

■会場／新潟県佐渡市両津湊353番地  
佐渡汽船株式会社 本社会議室  
TEL 0259-27-5174

